

「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

急速な少子・高齢化により、年金・医療・福祉などの社会保障制度はもちろんのこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々が増加し、大きな社会問題となっている。

こうした中、「協同労働の協同組合」は、協同組合に参加する人すべてが、協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっており、「働くこと」を通して「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動をつづけている。

全国には「協同労働の協同組合」の理念で活動している人は、わかっているだけで約3万人おり、事業規模は年300億円程度に上るとされている。

県内でもワーカーズコープ沖縄等が元気高齢者づくり、子育て支援、配食事業等地域社会との協同による社会連帯活動等を行っており、雇用情勢の厳しさが増す中、協同労働で仕事を起こすこの新しい働き方は「働きがいや生きがいづくり」、就労の機会を得て、社会貢献の役割を發揮している。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であるのが実状であり、また社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題がある。

だれもが希望と誇りを持って働くことができ、社会の一員として人とのつながりを感じる社会を構築していく事は我が国の喫緊の課題でもある。

よって、うるま市議会は、国においても、社会の実情を踏まえ、市民活動という側面のみならず、新しい労働のあり方や就労機会の創出に対応する制度として、「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」を速やかに制定するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年12月24日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣
経済産業大臣